

障害者支援法の見直し

議論を中間整理



中間整理案について議論した社保審障害者部会

どを引き続き議論する。

一方、障害児に関係する事項として①放課後等デイサービスなど通所施設の見直し②障害児入所施設で暮らすいわゆる過齢児（18歳以上）の移行調整の新しい枠組み——については22年の通常国会で児童福祉法改正案に反映する。

同審議会は当初、年内に意見をまとめる予定だったが、先延ばしすることになった。

なお、同日の部会では精神障害者保健福祉手帳の更新期間について、現行通り2年ごととするのを厚労省が説明し、了承された。手帳所持者の増加に伴う業務量の増加を抑えるため、地方自治体から更新期間を4年に延ばすよう求める提案が上がっていた。

（福田敏克）

厚生労働省は13日、障害者総合支援法の見直しについて、社会保障審議会障害者部会（座長＝菊池馨美・早稲田大教授）に中間整理案を示した。結論を出したわけではなく、論点ごとに「現状・課

題」と「今後の検討の方向性」を列挙した。これに対し、一部委員から追記の要望が上がったため修正する。最終的な報告書は2022年5月以降にまとめる。中間整理では「引き

続き検討する論点」として障害者の①居住支援②相談支援③就労支援——などを挙げた。精神障害者については「精神保健に関する市町村の相談支援体制の充実」「かかりつけ精神科医の役割を含むケ

ースマネジメント」な